

(仮称) 坂出市学校給食センター整備運営事業

事業者選定基準

令和2年6月30日

坂出市

— 目 次 —

第 1 本書の位置づけ	1
第 2 事業者選定の概要	1
1 事業者選定方式.....	1
2 事業者選定方法.....	1
3 事業者選定の体制.....	1
第 3 審査の手順	2
1 参加資格審査（第一次審査）.....	3
2 提案内容審査（第二次審査）.....	3
第 4 優先交渉権者の決定	8
1 優先交渉権者の決定.....	8
2 結果及び評価の公表.....	8
3 優先交渉権者を決定しない場合の措置.....	8

第1 本書の位置づけ

(仮称)坂出市学校給食センター整備運営事業事業者選定基準(以下「事業者選定基準」という。)は、坂出市(以下「市」という。)が、(仮称)坂出市学校給食センター整備運営事業(以下「本事業」という。)を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)の募集及び選定を行うにあたって、応募者に配布する募集要項と一体のものである。

事業者選定基準は、優先交渉権者を決定するにあたって、最も優れた提案を行った応募者を選定するための方法及び評価項目等を示し、応募者の行う提案等に具体的な指針を与えるものである。

第2 事業者選定の概要

1 事業者選定方式

本事業を実施する事業者には、設計・建設段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い技術的能力及び総合力が必要となる。したがって、事業者の募集及び選定を行うにあたっては、サービス水準との適合性、維持管理及び運營業務における遂行能力や事業計画の妥当性、更に資金調達計画の確実性やリスク負担能力等を総合的に評価し、優先交渉権者を決定する公募型プロポーザル方式により行う。

2 事業者選定方法

事業者の選定は、二段階の審査により実施し、第一次審査として参加資格審査、第二次審査として提案内容審査を行う。なお、参加資格審査は、提案内容審査の対象となる参加者を選定するためにのみ行うこととし、参加資格審査の具体的な内容について、これを提案内容審査に持ち越さないものとする。

3 事業者選定の体制

審査にあたっては、市が設置した(仮称)坂出市学校給食センター整備運営事業に係るPFI事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、事業者選定基準に関する審議並びに参加者より提出された提案資料の審査を行い、最優秀提案者を選定する。

なお、選定委員会は、下表の5名の委員で構成され、選定委員会における審査は非公開とする。

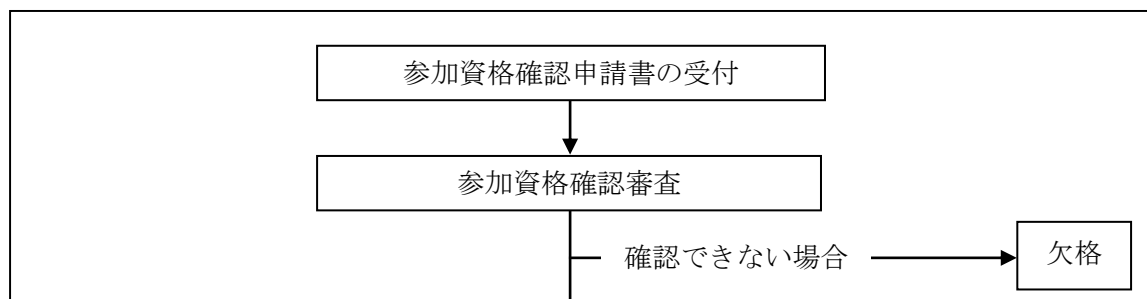
【選定委員会の委員】

吉長 成恭	国立大学法人広島大学大学院人間社会科学研究科 客員教授
中山 哲士	岡山理科大学 工学部 建築学科 准教授
中尾 しのぶ	元栄養教諭
加藤 悟史	坂出市副市長
國重 英二	坂出市教育長

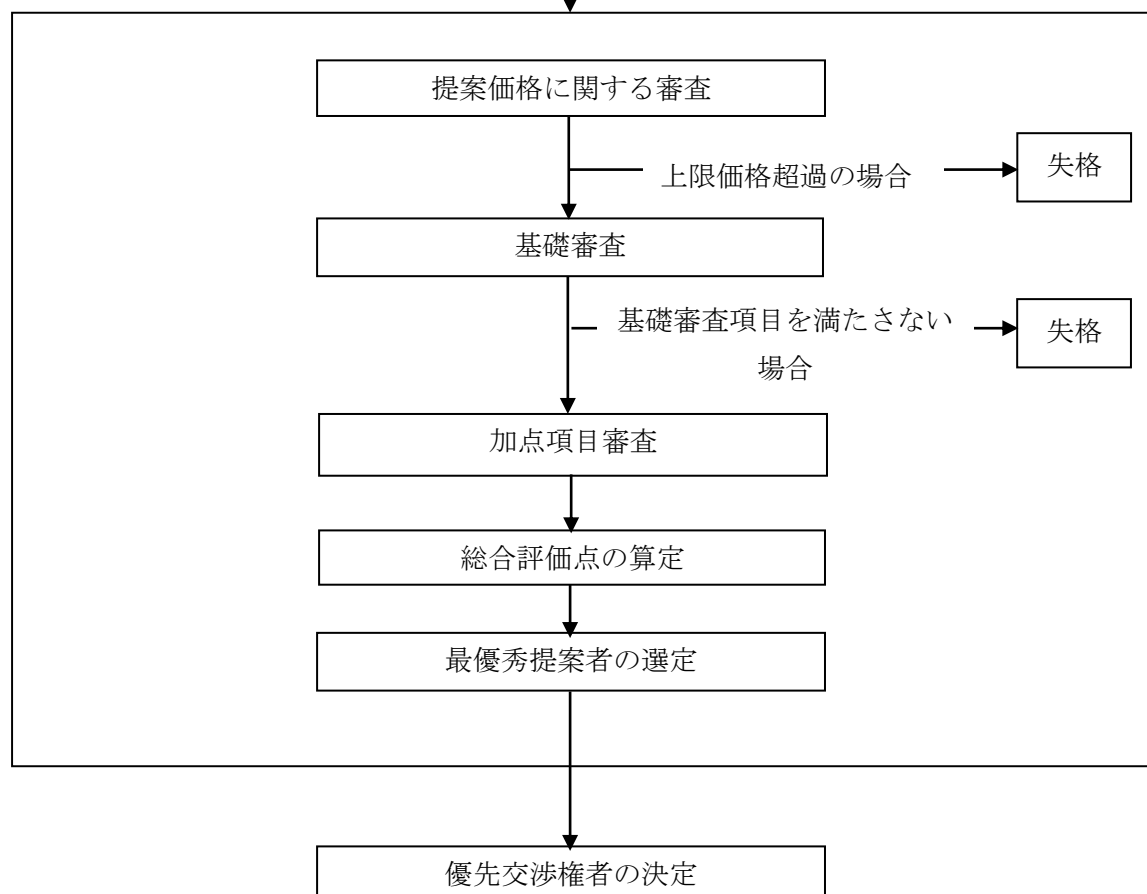
第3 審査の手順

審査の手順は、次のとおりとする。

1 参加資格審査（第一次審査）



2 提案内容審査（第二次審査）



1 参加資格審査(第一次審査)

参加資格の審査では、参加者が備えるべき参加資格要件(募集要項に規定されている要件)を満たしているかどうかの審査を行う。1項目でも当該要件を満たしていない場合は、欠格(参加資格がない)とする。

2 提案内容審査(第二次審査)

(1) 提案資料の確認

市は、提出された提案資料を確認し、様式集に記載した必要書類を満たしていることを確認する。提案資料に不備がある場合は、失格とする。

(2) 提案価格の確認

市は、提案書に記載された提案価格が上限価格を超えていないことを確認する。提案価格が予定価格を超える場合は失格とする。

(3) 基礎審査

参加者の提出した提案資料の内容が以下に示す基礎審査項目を充足しているかを確認する。

1項目でも充足していない場合は、失格とすることがある。

【基礎審査項目及び内容】

審査項目	審査の視点	様式
① 事業スケジュール	a 産業展示館の解体時期や給食センターの開業時期等の条件が満たされていること。 b 実現可能な事業工程となっていること。	様式 4-1
② 資金・収支計画	a 資金調達の方法、金額、条件などが明示されていること。 b 事業収支の計算に誤りがないこと。 c 各種発生費用の項目及び算定方法に誤りがないこと。 d 年度ごとの極端なキャッシュフロー変動や資金不足がないこと。	様式 4-3 ～ 4-4
③ 施設計画	a 事業用地の範囲内に配置されていること。 b 諸室の室数、規模(室面積)及び仕上げ等について、要求水準が満たされていること。	様式 4-5 ～ 4-7

(4) 加点項目審査

提案資料のうち、市が特に重視する項目(加点項目)について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて加点項目審査点を付与する。

加点項目審査点は、評価項目ごとに5段階で評価し、全体で70点満点とする。

加点項目審査の評価基準、採点の基準は、次のとおりとする。

ア 加点項目審査の評価基準

(ア) 事業計画に関する提案

評価項目		評価の視点	配点	様式
事業計画	1 事業実施方針, 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の目的, 施設の役割等に合致した事業実施方針について優れた提案がなされているか。 ・ 上記の業務実施方針を具現化するための実施体制について優れた提案がなされているか。 ・ 品質の低下の兆候を早期に発見し, 自主的に改善が図られる仕組みについて優れた提案がなされているか。 ・ 安全で衛生的な施設の整備・維持管理・運営等, 本事業の基本理念に即した優れた提案がなされているか。 	3	様式 6-1
	2 リスク管理の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業に付随するリスク分析について優れた提案がなされているか。 ・ リスクを顕在化させない仕組みについて優れた提案がなされているか。 ・ リスクが顕在化した場合の対応策について優れた提案がなされているか。 	3	様式 6-2
	(計)			6

(イ) 設計・建設に関する提案

評価項目		評価の視点	配点	様式
設計・建設	1 配置計画・外部動線・デザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置計画・動線計画において安全性・防災性また機能性に配慮した優れた提案がなされているか。 ・ 建物をはじめ, 屋外付帯施設及び外構等について, 周辺に配慮した外観デザインが計画されているか。 	4	様式 7-1
	2 内部動線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給食エリアのゾーニング, 配置計画, 動線計画について, 安全衛生や機能性及び作業環境等の観点から優れた提案となっているか。 	4	様式 7-2
	3 災害時対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害・事故発生時の対応について, 優れた提案がなされているか。 ・ 災害時対応計画について, 熱源組み合わせやバックアップ体制について優れた提案がなされているか。 	3	様式 7-3
	4 施工計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音, 振動, 悪臭, 粉塵発生, 交通渋滞その他建設工事に伴う近隣への影響を最小限に抑えるための工夫に関して優れた提案がなされているか。 ・ 工事期間中の安全管理に関して優れた提案がなされているか。 	3	様式 7-4

評価項目		評価の視点	配点	様式
	5 地球環境・ライフサイクルコストへの配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ エコマテリアルの採用, 省エネルギー, 省資源化などによる環境負荷低減について優れた提案がなされているか。 ・ ライフサイクルコストの低減, 施設の長寿命化について優れた提案がなされているか。 ・ 建築設備及び調理設備に関する計画は, 将来における機器更新や修繕について配慮した提案がなされているか。 	3	様式 7-5
	(計)		17	

(ウ) 開業準備に関する提案

評価項目		評価の視点	配点	様式
開業準備	円滑な供用開始に配慮した開業準備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用開始後の運営を円滑に実施するための開業準備について各業務間の連携や市との連携を含め, 具体的かつ優れた提案がなされているか。 	3	様式 8
	(計)		3	

(エ) 維持管理に関する提案

評価項目		評価の視点	配点	様式
維持管理	1 維持管理体制及び品質管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理業務の品質確保に資する維持管理体制について優れた提案がなされているか。 ・ 品質低下の兆候を早期に発見し, 自主的に改善が図られる仕組みについて優れた提案がなされているか。 	2	様式 9-1
	2 修繕計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防保全を基本とした劣化等による危険・障害の未然防止について優れた提案がなされているか。 ・ 調理設備の長寿命化について優れた提案がなされているか。 	3	様式 9-2 ～ 9-3
	(計)		5	

(オ) 運営に関する提案

評価項目		評価の視点	配点	様式
運営	1 魅力ある給食の提供	<ul style="list-style-type: none"> できあがり状態の品質確保, 2 時間以内喫食実現のための優れた提案がなされているか。 魅力ある給食の提供及び食べ残し抑制への方策について具体的かつ優れた提案がなされているか。 食べ残し抑制を踏まえた, 市の給食をより良くするための献立作成・食材調達支援, 従事者の技術向上について優れた提案がなされているか。 	4	様式 10-1
	2 食の安全確保・衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> 調理業務において食中毒事故及び異物混入を未然に防止するための優れた提案がなされているか。特にノロウイルス食中毒に関しては, その発生を未然に防ぐための具体的な優れた提案がなされているか。 業務従事者の健康管理について優れた提案がなされているか。 業務従事者の衛生意識の向上を図る研修会の実施等, 教育について優れた提案がなされているか。 	8	様式 10-2
	3 アレルギー等対応	<ul style="list-style-type: none"> 除去すべき食材が混入しないための調理システム及び業務運営体制について, 具体的かつ優れた提案がなされているか。 将来の対応品目や食数を増やす可能性に配慮した優れた提案がなされているか。 	5	様式 10-3
	4 配送・回収	<ul style="list-style-type: none"> 調理後 2 時間以内喫食が可能な効率のよい配送計画について優れた提案がなされているか。 誤配を防止する具体的な優れた提案がなされているか。 安全・衛生面での配慮について優れた提案がなされているか。 	5	様式 10-4
	(計)			22

(カ) その他に関する提案

評価項目		評価の視点	配点	様式
その他	1 食育支援	<ul style="list-style-type: none"> 食育支援において, 本事業の基本理念に即した優れた提案がなされているか。 施設面・運営面において, 見学者にとって魅力ある優れた提案がなされているか。 	3	様式 11-1
	2 光熱水費の低減への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 光熱水費低減を図る方策とその実効性について優れた提案がなされているか。 光熱水費低減の検証方法とその実効性について優れた提案がなされているか。 	3	様式 11-2
	3 災害時対応・事故対応	<ul style="list-style-type: none"> 災害・事故発生時の対応について, 優れた提案がなされているか。 災害時対応計画について, 熱源組み合わせやバックアップ体制について優れた提案がなされているか。 	3	様式 11-3

評価項目		評価の視点	配点	様式
4	地域経済	・ 市内事業者や市民の活用，地元の学校給食調理の経験者雇用等，地域経済に貢献する具体的な提案がなされているか。	3	様式 11-4 ～ 11-5
5	自主事業	・ 特に市が提案を求める自主事業の提案があり，かつ実現性のある提案がなされているか。 ・ その他，事業者独自の付帯事業の提案があり，かつ市民の利便性・福祉等の向上に寄与し，実現性のある提案がなされているか。	5	様式 11-6
(計)			17	

イ 採点の基準

評価項目ごとの評価の視点に基づいて，提案内容を審査し，以下に示す判断基準により加点項目審査点を付与する。

評価	判断基準	得点化方法
A	各評価項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCとの中間程度	各項目の配点×0.75
C	各評価項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEとの中間程度	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たす程度	各項目の配点×0.00

(5) 価格点の算定

提案価格を対象として，次に示す方法に基づき価格点を付与する。

- ・ 加点項目審査に進んだ全参加者のうち，提案価格が最低である者を第1位とし，価格点の満点である30点を付与する。
- ・ その他の参加者の価格点は，第1位の提案価格（最低提案価格）と当該参加者の提案価格（当該提案価格）との比率により算出する。算出した得点の小数点第3位を四捨五入する。

$$\text{価格点} = 30 \text{ 点} \times (\text{最低提案価格} / \text{当該提案価格})$$

(6) 総合評価

選定委員会は，算定した加点項目審査点と価格点の合計（総合評価点）が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

$$\boxed{\text{総合評価点}} = \boxed{\text{加点項目審査点 (最大 70 点)}} + \boxed{\text{価格点 (最大 30 点)}}$$

第4 優先交渉権者の決定

1 優先交渉権者の決定

市は、参加資格審査及び提案内容審査により選定された最優秀提案をふまえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。ただし、最優秀提案者が複数いるとき（総合評価点が同点のとき）は、加点項目審査点が最も高い者を優先交渉権者とする。なお、加点項目審査点も同点の場合は、当該最優秀提案者にくじを引かせて優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

2 結果及び評価の公表

優先交渉権者の選定結果は、各参加者の代表企業に通知するほか、結果の概要、審査講評を市のホームページ等で公表する。

3 優先交渉権者を決定しない場合の措置

参加者の募集、評価及び優先交渉権者の決定において、最終的に参加者がいない場合には、優先交渉権者を決定せず、その旨を市のホームページ等で速やかに公表する。

なお、参加者が1者であった場合も参加資格審査及び提案内容審査を実施し、事業者として適切と判定された場合において、当該提案を最優秀提案として選定する。

ただし、参加資格審査及び加点項目審査を除く提案内容審査において失格となった場合及び加点項目審査において事業者として適切ではないと判定された場合は、本件参加は成立しないものとする。